

国立大学法人の役員退職手当規程の改正について

1 国家公務員退職手当の改正を考慮して行われた変更について (別紙 1、別紙 2 参照)

- 退職手当の支給水準引き下げに伴う改正
- 退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設ける改正（6 法人）

2 その他の改正について（別紙 3 参照）

- 在職期間の通算について例外措置を設ける改正等、法人の個別事情による改正

国家公務員退職手当の改正概要

○ 退職手当の支給水準の引き下げ

1. 官民の支給水準の均衡を図るために退職手当法上設けられている「調整率」を次のとおり段階的に引き下げ。

期 間	調整率
現行	104/100
平成25年 1月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年 7月1日以降	87/100

2. 調整率の適用範囲を次のとおり変更。

変更前	変更後
勤続20年以上の退職者 (ただし、自己都合退職者を除く)	全ての退職者

3. 施行日:平成25年1月1日

1. 国家公務員退職手当の改正を考慮して行われた変更について

○退職手当の支給水準引き下げに伴う改正

改正状況	法人数	法人名
対応済	52	北海道教育大学、室蘭工業大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、岩手大学、山形大学、宇都宮大学、群馬大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、新潟大学、上越教育大学、福井大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、名古屋工業、豊橋技術科学大学、三重大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、福岡教育大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学
検討中※	34	北海道大学、小樽商科大学、弘前大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、埼玉大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、一橋大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、富山大学、金沢大学、山梨大学、愛知教育大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都教育大学、大阪大学、神戸大学、奈良教育大学、高知大学、九州大学、鹿屋体育大学、政策研究大学院大学
計	86	—

※国に準じた改正の実施を決定しているが、規則未改正の法人を含む。

○退職手当について支給制限及び返納の制度を設ける改正

	法人数	法人名
今回改正	6	北見工業大学、茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、静岡大学、佐賀大学

(参考)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(概要)

【施行日】

平成21年4月1日

【改正概要】

- ① 退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職者に退職手当の返納を命ずることができる。
(改正前は、禁錮以上の刑に処せられた場合に限る。)
※ 退職後、退職手当支払前に在職期間中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合には、退職手当の支給を制限できる。
(改正前は、退職手当の支給の制限は不可。)
- ② 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合で、すでに当該職員が死亡している場合、支払前であれば遺族に対する退職手当の支給を制限し、支払後であれば遺族に返納を命ずることができる。
(改正前は、対応不可。)
- ③ 退職手当の支給制限に際しては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することができる。
また、返納を命ずる際にも一部を返納することができる。
(改正前は、一律不支給。)
- ④ 処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限、若しくは、返納命令を行う際には、退職手当・恩給審査会に諮問することとする。

2. その他の改正について

改正内容	法人数	法人名
教員の定年年齢引き上げに伴う改正	1	広島大学
退職手当額の増減に係る改正	2	北見工業大学、京都教育大学
役職員の在職期間の通算に係る改正等	1	お茶の水女子大学
字句等の整備	3	岡山大学、広島大学、宮崎大学

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)
(役員の報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。

○国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(平成 24 年 8 月 7 日閣議決定)(抄)

5 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の職員を除く。)の退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、通則法等の趣旨を踏まえつつ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請等を行う。